



お知らせ

- ・平成31年度協会けんぽ栃木支部の保険料率は、今年度同様の9.92%です。
なお、介護保険料率は全国一律で引き上げとなります。(平成31年3月施行)
【健康保険料率 9.92% (±0%)】
【介護保険料率 1.73% (+0.16%)】
- ・平成31年度協会けんぽ任意継続被保険者の標準報酬月額の上限が30万円に変更となります。
(この額は、標準報酬月額の第22級：30万円に該当します。)

自然との共生

日光「鳴虫山」の登山口である「憾満ヶ淵」の自然は四季それぞれの美しさがあり、私の大好きな所です。



わたしのひとこと

消費税が2%上がることが予定されています。それに備えて買物に対しての支払い方法が現金からカード等に代わる方法も予定されています。「キャッシュレス決済」と言われているものです。簡単に言えば現金での支払いが、カードでの支払いになるということです。その理由は、①店頭での現金取り扱いの簡素化、②現金の処理担当者の人手不足、③盗難等の治安の問題等です。キャッシュレス決済については平成26年「日本再興戦略」会議で発表され、国全体での取り組みの一つになっています。変化していく時代への流れに対応するものです。若い人への対応はいずれにしても、高齢者への取り組みが心配されています。と同時に販売店等の導入コストも無視できないのが実態の様です。決済の方法は、プリペイド、リアルタイムペイ、ポストペイなどで、カードでの支払いにポイントが付くようですが、私も急速な時代変化に対応できないで困っています。

鍋島 勝子

企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します

社会保険労務士法人 鍋島事務所

〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2

TEL: 028-635-9752 FAX: 028-635-9298

ホームページ <http://www.nabeshima-sr.or.jp>

E-mail: nabeshima@nabeshima-sr.or.jp



ニュースで話題の「毎月勤労統計調査」とはなんですか？

【「毎月勤労統計調査」とは】

賃金、労働時間及び雇用の実態を明らかにする事を目的とする調査です。

- 1) 常用労働者5人以上の事業所を対象として毎月実施する「全国調査」及び都道府県別に実施する「地方調査」
- 2) 上記1) でカバーされない常用労働者1～4人の事業所の状況を明らかにするための「特別調査」を実施しています。(全国規模で年1回7月分について調査)

【調査の結果】

調査の翌々月10日までに速報版、調査が完結した時に確報版を公表しています。

【対象事業所はどのように選ばれるのか】

調査対象事業所を厚生労働省が抽出し、都道府県への通知により指定しています。



何が問題となっているのですか？

【問題点は？】

- ① 「500人以上規模の事業所」については、全数調査を対象としているところ、東京都分では対象事業所の一部のみを抽出した調査が行われていた。
 - ② 統計的处理として復元すべきところを復元されていなかった。
- 以上の点で、2004年以降の調査における「賃金額が低めの結果となるなどの影響が生じました。」

【私たちへの影響は・・・？】

この調査による平均給与額の増減状況等を用いて、「雇用保険制度」・「労災保険制度」・「船員保険制度」・「事業主向け助成金」の給付額の上限や下限などを算定しております。本来より低めの賃金額を用いて算出をしていたため、給付額に不足が生じることになりました。

今後の対応は・・・？

対象者の方へ各関係機関より「お知らせ」が郵送され、順次不足額のお支払いとなる予定です。具体的な「お知らせ」及び「お支払い」の開始時期については、給付内容により異なりますので厚生労働省ホームページよりご確認くださいませようお願い致します。

必要な書類は・・・？

必須の書類はございませんが、以下の書類をお持ちの方は、今後手続きの際に役立つ可能性がございますのでそのまま保管をお願い致します。

- * 雇用保険関係・・・被保険者証、受給資格者証
- * 就職促進手当・・・就職促進手当支給決定通知など支給事実が確認できる書類
- * 労災保険関係・・・支給決定通知、支給振込通知、年金証書、変更決定通知書
- * 事業主向け助成金関係・・・支給申請書類一式、支給決定通知書



《筆者：佐藤 佳苗》